



大間町「出産・子育て応援給付金」のご案内

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできることを目的として、「出産・子育て応援給付金」を支給します。給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。

1. 給付金の対象者及び支給額

① 出産応援給付金（妊娠時 5 万円）

令和 4 年 4 月以降に妊娠届を提出した妊婦

※妊娠届出の提出が令和 4 年 3 月以前であっても、令和 4 年 4 月以降に出産した産婦の方は対象者に含まれます。また、妊娠届出を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付金を受け取れます。

② 子育て応援給付金（出産後 5 万円） ※多胎出産の場合は 5 万円×生まれた子の数

令和 4 年 4 月以降に出生した子の養育者

①、②ともに保健師等による面談を受ける必要があります。

原則、妊娠届出時や産後訪問（新生児訪問）時などに面談を実施します。

2. 手続き方法

妊娠届の提出日や出産日に応じて、次の表に記載する方法により申請書をお渡しします。

対象区分	出産応援給付金 (妊娠時の 5 万円)	子育て応援給付金 (出産後の 5 万円)
【妊娠届】 令和 5 年 3 月以前 【出生届】 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月中を目途に申請書類を郵送します。 ※原則、一括で 10 万円を給付します。	
【妊娠届】 令和 5 年 3 月以前 【出生届】 令和 5 年 4 月以降	令和 5 年 4 月中を目途に申請書類を郵送します。	出生届出後に、保健師等が自宅を訪問し、面談します（新生児訪問）。その際に申請書類をお渡しします。
【妊娠届】 令和 5 年 4 月以降 【出生届】 令和 5 年 4 月以降	妊娠届出時に妊婦ご本人と面談※をし、申請をご案内します。	

※事情により妊婦ご本人が妊娠届出に來られない場合は、後日面談が可能ですので、ご相談ください。

3. 給付金の給付方法

申請時に指定された口座に振り込みます（おおむね 1 か月後）。

※町から振込のお知らせは送付しません

よくあるご質問

①対象者の所得制限はありますか。

所得制限はありません。

②保健師等による自宅訪問の日程は、どのように決まりますか。

出生届出を確認したのちに町から電話させていただき、訪問日程を決めさせていただきます。ただし、何らかのご事情がある場合には、ご連絡ください。

③里帰り出産のため、大間町で保健師等の訪問を受けることが出来ません。

里帰り先で同様の訪問を受けることができます。里帰り先の市区町村に依頼しますので、ご相談ください。この場合、申請書類は郵送させていただきます。

④大間町に転入してきました。以前住んでいた自治体で「出産・子育て応援ギフト（電子クーポン）」を受け取りましたが、大間町で実施している「出産・子育て応援給付金（現金）」を受け取ることは出来ますか。

この制度は全国一律の制度となっており、複数の市町村から二重に受け取ることは出来ません。ただし、「出産応援給付金」のみ転入前の自治体で給付を受けていて「子育て応援給付金」の給付を受けていない場合で支給要件を満たした場合には、大間町で「子育て応援給付金」を受け取ることが出来ます。

大間町では現金の給付を行いますが、電子クーポンや地域商品券等による給付を実施する市区町村もありますのでご注意ください。

⑤妊娠届出後や出産後に転入出した（する）場合、出産・子育て応援給付金はどうなりますか。

出産応援給付金と子育て応援給付金のどちらの給付金についても、申請日時点で申請先の市区町村に居住している（住民票がある）ことが給付の要件になります。